

第120回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和5年12月12日（火）午前9時30分～午後0時5分

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出席者

（1）大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

曾我部会長（ウェブ会議の方法で出席）、島村委員（ウェブ会議の方法で出席）、岡田委員、中井（洋）委員

（2）大阪市職員

西原市民局長、福岡市民局理事、忍市民局ダイバーシティ推進室長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長、西澤市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

（1）拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件の調査審議

（2）ヘイトスピーチ該当性等にかかる継続案件の調査審議

5 議 事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声は即時に伝わることを確認した。

事務局から、案件番号「平29-職7」及び「令元-職11」のヘイトスピーチ該当性等にかかる諮問については、第119回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、令和5年12月6日付けで審査会から市長あて答申を行った旨の経過説明があった。

議題（1）拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件の調査審議

○案件番号「平29-職7」について、拡散防止の措置及び認識等の公表に係る諮問があったため、事務局からその内容の説明を受け、次回以降引き続き審議することとした。

議題（2）ヘイトスピーチ該当性等にかかる継続案件の調査審議

○継続案件のうち5件について、調査審議を行った。

○5件のうち3件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「令元-職6」に係る表現活動について、次のとおり、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当する可能性があるが、その場合でも、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件表現活動は、条例第5条第1項第2号に掲げる表現活動に該当する可能性があるが、その場合でも、条例第2条第1項第1号に規定する表現活動には該当しない。

・よって、その余について判断するまでもなく、本件表現活動は、ヘイトスピーチに該当しない。

○案件番号「令元-職7」に係る表現活動について、次のとおり、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件表現活動は、条例第5条第1項第2号に掲げる表現活動に該当する。

・本件表現活動は、条例第2条第1項第2号に規定する表現活動には該当しない。

・よって、その余について判断するまでもなく、本件表現活動は、ヘイトスピーチに該当しない。

以上